

事務所だより7月  
2023(R5)

Vo.160

### I 2023年度版中小企業白書・小規模企業白書

中小企業庁では2023年度版中小企業白書・小規模企業白書を取りまとめ公表しています。中小企業・小規模事業者の動向に加えて、成長を遂げるために必要な取組について書かれていますのでご紹介します。

#### ◆中小企業白書・小規模企業白書のポイント

新型コロナや物価高騰、人手不足など、中小企業・小規模事業者は、引き続き厳しい状況にあります。中小企業においては競合他社と異なる価値創出の実現、経営者を支える内部資源の体制の充実が重要な要素であること、このための人材戦略の策定や資金調達の活用に向けたガバナンスの構築・強化の必要性について示しています。また、事業承継やM&Aは、経営資源の散逸を防ぐとともに、経営者の世代交代を通じた企業変革の好機であり、若い後継者ほど、新しい商品・サービスの提供といった事業再構築に取り組んでいる傾向があると示しています。小規模企業においては地域課題解決に事業の一環として取り組むことが自治体より期待されています。持続的に取り組む上で事業の社会的意義の検討・提示や複数地域への展開は、収支の確保や円滑な資金調達の観点からも重要です。中小企業・小規模企業ともに、価格転嫁や、GXといった構造変化も新たな挑戦の機会と捉えて取り組み、生産性向上や賃上げを促進していくことも今後の課題です。

【経済産業省「2023年度版中小企業白書・小規模企業白書」】  
<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230428003/20230428003.htm>

### 連載コラムNo. 32



### 社会保険加入のメリットとは？

健康保険・厚生年金保険・介護保険・雇用保険・労災保険の5つを称して社会保険と言われています。今回はこの内、健康保険・厚生年金保険・介護保険に加入することのメリットについてご紹介していきます。

#### ◆社会保険加入におけるメリット

病気やケガで業務の遂行ができなくなってしまうと収入が絶たれてしまいます。このような際に社会保険に加入することで、傷病手当を受給することができます。報酬の支給がないなど一定の要件はありますが、報酬の約3分の2の手当を、最大で1年6か月にわたって受給することが可能です。また、厚生年金を利用できることも大きなメリットです。社会保険に加入せず国民年金のみの受給だと、どうしても金額が少なかったり、そもそも受給ができなかったりするケースもあります。ただし、法人の代表者は社会保険の強制加入となりますが、個人事業主は加入できません。また、従業員のパートやアルバイトも社会保険に加入することで同様のメリットがあります。社会保険料は雇用側と労働者側で保険料を折半して納める為、社会保険加入者の増加により企業の負担は増えるものの、企業として福利厚生の充実を図ることができます。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください



### II 「産業雇用安定助成金」創設へ

厚生労働省より、「産業雇用安定助成金」事業再構築支援コースが4月に創設されました。新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を行った事業主が、新たな事業への進出等を行うために、事業再構築に必要な新たな人材の受入れを支援する助成金です。概要をご紹介します。

#### ◆「産業雇用安定助成金」事業再構築支援コースの概要

助成には事業主側と労働者側にそれぞれ要件があります。事業主側には7つの要件があり、例えば①令和5年4月1日以降に中小企業庁の「事業再構築補助金」の応募書類を提出し、交付決定を受けていること②雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者で期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）を事業再構築補助金の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること③対象労働者に対して1年間（助成対象期間）に350万円以上の賃金を支払っていること等があります。また、労働者側は「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で、次の①と②に該当する者である必要があります。①専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者、又は 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者②1年間に350万円以上の賃金が支払われる者（助成金の支給は、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限る）これらの要件を満たすことで中小企業では助成対象期間1年間、2期に分けて、280万円/人の支給がなされます。

【厚生労働省「産業雇用安定助成金（事業再構築支援）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001078601.pdf>